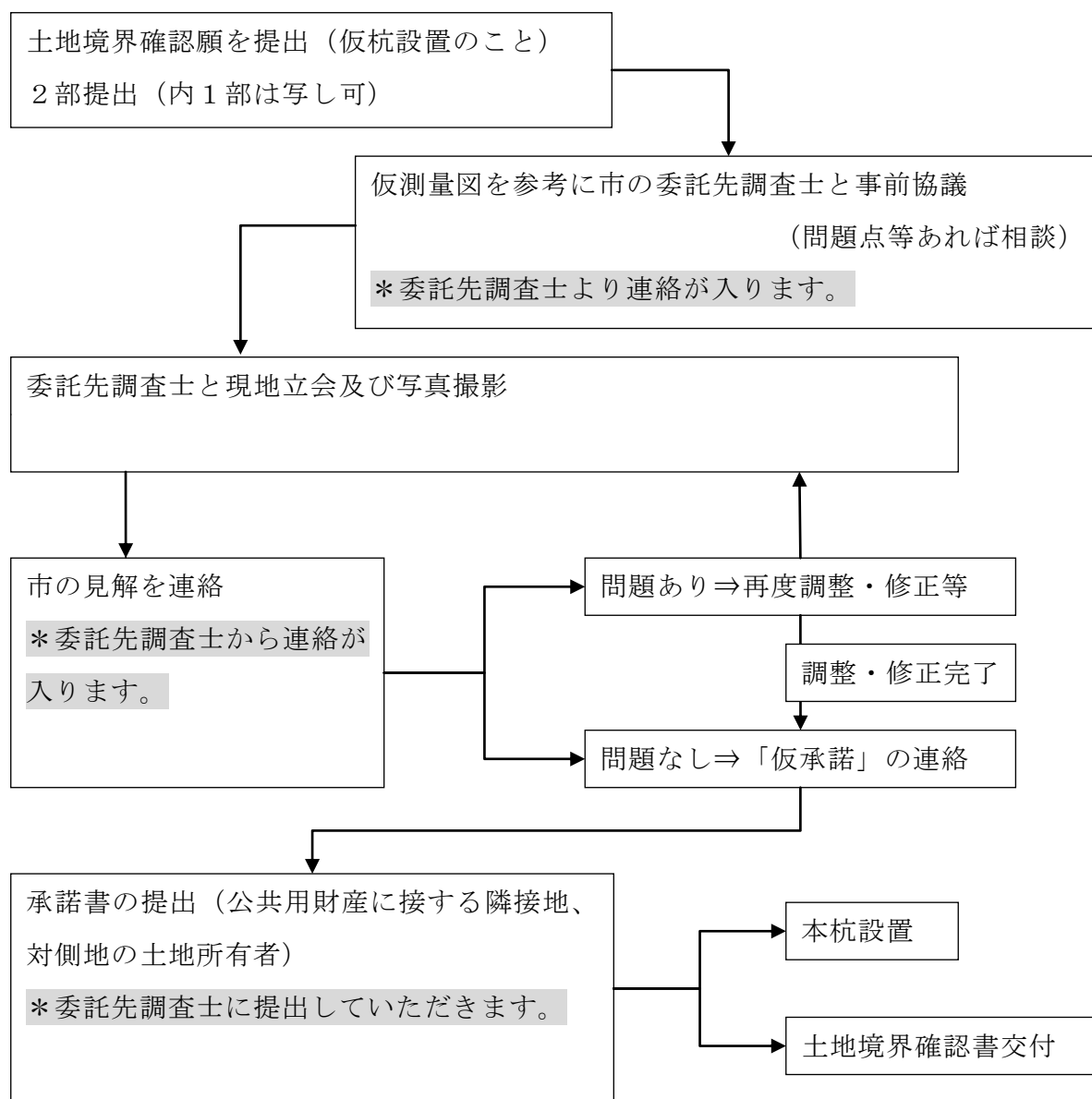


# 土地境界確認願について

## 1 申請から確認書発行までの流れ



### ○標準処理期間

見解を連絡するまでに **3週間程度**、承諾書の提出があつてから確認書を発行するまで **2週間程度**です。なお、この期間に修正期間は含みません。

### ■お問合せ・連絡先

刈谷市役所 土木管理課 施設管理係

電話:0566-62-1018

FAX:0566-23-9331

電子メール:doboku@city.kariya.lg.jp

## 2 注意点

確認書発行までの処理期間を少しでも短くするため、下記事項の遵守をお願いします。

### (1) 申請書について

- ・申請者とよく協議して仮測量図を作成してください。(以前、調査士より、申請者が仮測量図に納得しないので、市から説明して欲しいという事案がありました。そのような要望には対応いたしません。)
- ・杭と現況の構造物の位置関係が分かるような断面図を添付してください。
- ・申請ラインを朱書きし、折れ点には全て幅員を入れてください。
- ・換地図、過去の立会記録等資料があれば添付してください。

### (2) 仮杭について

- ・現地確認の際に、仮杭の位置が分かるようにしておいてください。分りにくい箇所については、仮杭の写真を添付してください。
- ・仮杭の対側点については、任意で結構ですが、印をしていただくと助かります。

## 3 承諾書について

(1) 承諾書は本市所定の書面を利用してください。

(2) 承諾書には、確定図(平面図、断面図、座標)を添付し、承諾書に捺印した全員の割印をしてください。

(3) 土地所有者が複数いる場合は、共有者全員の承諾が必要です。

(4) 土地所有者がすでに死亡しており所有権移転登記(相続)が未完了の土地については相続人全員の承諾を、やむをえない場合は相続人代表者の承諾をお願いします。

(5) 土地所有者が法人の場合は、原則として法人の代表権を有する方の承諾が必要です。

(6) 承諾書には、原則として、土地所有者本人の署名・捺印が必要です。

(7) 個人の場合は、捺印する印鑑は認印でも構いませんが、ラバー印は避けてください。法人の場合、原則として代表者印を押印してください。

(8) 区画整理事業等により換地が復元可能な申請地については、対側地の承諾は不要です。なお、この場合、幅員については「参考幅員」と明記してください。

## 4 その他

- ・承諾書は、刈谷市の仮承諾後に取りるようにしてください。(仮承諾前に承諾書を取られた場合、改めて承諾印を押印していただくことがあります。)
- ・公平性の観点から、至急対応のご要望については、お応えできません。至急対応するに足る十分な理由があれば、理由書を添付していただき、対応可能かどうか判断いたします。